

作業環境測定（安衛法第 65 条、第 65 条の 2）

作業環境測定の実施

- ・ 職場における労働者の健康の保持増進のためには、作業環境を正確に把握することが不可欠です。有害な業務を行う屋内作業場等で安衛令第 2 1 条に定めるものについては、作業環境測定を行い、その結果を記録する必要があります。
- ・ 作業環境測定結果の評価に基づき、必要な場合には施設・設備の設置・整備、健康診断の実施等の措置が必要です。

測定を行うべき作業場（安衛令第 21 条）	測定時期・回数	関係条文
1 粉じんを著しく発散する屋内作業場	6 月以内ごとに 1 回	粉じん測 25、26
2 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	半月以内ごとに 1 回	安衛則 587、607
3 著しい騒音を発する屋内作業場	6 月以内ごとに 1 回	安衛則 588、590
4 坑内作業場 ・ 炭酸ガスの滞留のおそれのある場所 ・ 気温が 28 度を超えるおそれのある場所 ・ 通気設備のある場所	・ 炭酸ガス濃度 1 月以内ごとに 1 回 ・ 気温、通気量 半月以内ごとに 1 回	安衛則 589、592、612、603
5 中央管理方式の空調設備を設けている事務室	2 月以内ごとに 1 回	事務所則 7、8
6 放射線業務を行う作業場	1 月以内ごとに 1 回	電離則 53、54、55
7 特定化学物質等を製造又は取扱う屋内作業場等	6 月以内ごとに 1 回	特化則 36、36 の 5、石綿則 36
8 鉛業務を行う屋内作業場	1 年以内ごとに 1 回	鉛則 52
9 酸素欠乏の危険がある場所	その日の作業開始前	酸欠則 3
10 有機溶剤を製造又は取扱う屋内作業場	6 月以内ごとに 1 回	有機則 28

の作業場は、自社の作業環境測定士、又は作業環境測定機関に委託して測定を行う必要があります（作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法第 3 条第 1 項・第 2 項、作業環境測定法施行令第 1 条）。

個人サンプリング法	作業環境測定の結果、第 3 管理区分に区分され改善困難と判断された場合、又は、改善可能として判断され、改善後の作業環境測定結果が第 3 管理区分であった場合。	作環則 3
-----------	---	-------

の測定は、個人サンプリング法の登録を受けた作業環境測定士が行う必要があります（作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法第 3 条第 1 項・第 2 項、作業環境測定法施行令第 1 条）。

大分労働局に登録されている作業環境測定機関

名 称	所 在 地	電話番号	測定の種類				
			粉じん・石綿	特定化学物質	鉛	有機溶剤	個人サンプリング法
（株）住化分析センター テクニカルソリューション本部 大分ラボラトリー	大分市大字鶴崎 2200	097-523-1182		○	○	○	○
（一財）西日本産業衛生会 環境測定センター 大分事業部	大分市高城南町 11-7	097-552-8366	○	○	○	○	○
J X 金属製錬（株） 佐賀関製錬所	大分市大字佐賀関 3-3382	097-575-3310	○		○		
日鉄テクノロジー（株） 九州事業所	大分市大字西の洲 1	097-553-2594	○	○	○	○	○
（公社）大分県薬剤師会 検査センター	大分市豊饒 2-11-3	097-544-4400	○	○	○	○	
タナベ環境工学（株）	大分市高江西 1-4323-4	097-503-8900		○		○	○
（株）ウエキコーポレーション	大分市大字松岡 4353	097-520-5880		○			○